

## 豊明市フラワーボランティア制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊明市フラワーボランティア（以下「ボランティア」という。）制度の実施に関し必要な事項を定め、市民と豊明市が一体となり、花のまちづくりを推進することを目的とする。

### (登録)

第2条 ボランティアに登録しようとする個人又は団体は、豊明市フラワーボランティア登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容が適切であると認めるときは、豊明市フラワーボランティア登録承諾書（様式第2号）を交付し、ボランティアに登録するものとする。

### (登録内容の変更等)

第3条 前条の規定により登録した団体ボランティアの代表者は、毎年3月に登録内容の変更の有無に関わらず、団体名簿（様式第3号）を提出しなければならない。

2 前条の規定により登録したボランティアが脱退しようとするときは、豊明市フラワーボランティア脱退届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

### (ボランティアの役割)

第4条 ボランティアは、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 活動場所の花壇において、植替え等緑化に関する様々な活動

(2) その他花のまちづくりに関する活動

### (市の役割)

第5条 市長は、ボランティアの活動に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) ボランティア用エプロン、帽子（以下「エプロン等」という。）、花苗その他市が定める活動に必要な物資の支給

(2) 保険の加入

( 3 ) その他活動に必要な事項

( 服 務 )

第 6 条 ボランティアは、活動を行うときは、支給されたエプロン等を使用しなければならない。

( 庶 務 )

第 7 条 ボランティアに関する庶務は、経済建設部都市計画課において処理する。

( 委 任 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。